

2017（平成 29）年度

長崎純心大学人文学部

自己点検・評価報告書

長崎純心大学

目 次

はじめに ——2017（平成 29）年度自己点検・評価の方針——	…………… 1
第 1 章 認証評価の受審準備から認証評価結果受け取りまで —経緯の説明—	…………… 2
第 2 章 点検・評価：〈認証評価に臨んでの本学の対応は適切であったか〉	…………… 8
(1) 満足すべき点	
(2) 反省点・課題とすべき点	
おわりに ——今後の大学改善へ向けて——	…………… 10

はじめに —2017（平成 29）年度自己点検・評価の方針—

学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）の第 166 条は、大学が自ら行う点検及び評価（cf. 学校教育法第 109 条第 1 項）について次のように定めている。

第 166 条 大学は、学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。（下線は本稿筆者）

「体制」について、本学では、全学的な点検・評価の責任主体として、学長を委員長とし、点検・評価項目及び方法等を決定する権限を有する「点検評価運営委員会」と、運営委員会の決定を受け、特に学部における点検・評価の具体的な実施を担う「自己点検・評価委員会」の 2 つの機関を置いている。また、「項目」の設定に関して、本学としては、7 年に一度のサイクルで行われる認証評価（第三者評価）と異なり、自己点検・評価は恒常的に——理想的には毎年——実施されることが望ましく、それを無理なく実行しうするためには評価項目は網羅的であるよりも、今年ばかりの点、次年度はしかじかの点をとるように、段階的かつ焦点化された仕方で“その年度の”点検・評価項目を設定することが良策であろうと判断している。

さて、2017（平成 29）年度は本学にとって学科再編という大きな課題に取り組んだ一年であり、2018（平成 30）年度からの 1 学部 3 学科・1 研究科体制を見据え、その諸準備が急ピッチで進められた。建学以来親しまれた「現代福祉学科」の名称を「地域包括支援学科」に改称し、新設の入試区分「地方創生特待生入試」による第 1 期入学生を迎えたのも、この年度からである。2019（平成 31）年度入学者から予定している「全学科男女共学」と併せ、本学は現在、創設以来とあってよい大きな改革のうねりの真ただ中にある。これら、緒に就いたばかりの一連の改革の成果を検証するには、いま少し年月を必要とするであろう。

一方で、本学における 2017（平成 29）年度という年は、7 年に一度の「認証評価」受審の時期を迎え、本学のこれまでの歩みと現在地の姿を、いわば第三者的な目で見つめ直すことのできた一年でもあった。この貴重な経験との関連で、今年度第 1 回目（2018.5.9）の点検評価運営委員会は、2017（平成 29）年度の本学自己点検のための項目を〈認証評価に臨んでの本学の対応は適切であったか〉とすることを決定した。

自己点検・評価であれ、「認証評価（第三者評価）」であれ、大学の改革・改善につなげてこそ意味のある評価であることは言うまでもない。その意味で、この度の認証評価機関（大学基準協会）とのやりとり、受審の前後における本学の対応、及び評価結果を顧みること、本学が現在進めている改革を所期の方向へ謬たず導いていく上での何らかの示唆が得られるものと期待している。

第 1 章 認証評価の受審準備から

認証評価結果受け取りまで 一経緯の説明一

「はじめに」に記したように、本学は、公益財団法人 大学基準協会の実施する大学評価（認証評価）を 2017（平成 29）年度に受審し、結果として、前回受審時（2010（平成 22）年度）に続き、同協会の定める大学基準に「適合」する大学であるとの認定（適合認定：2025 年 3 月 31 日まで）を得ることができた（※）。

※ 大学基準協会 Web サイト内の以下のページを参照（2010 年及び 2017 年の二度における本学の認証評価結果が公開されている）。

<https://www.juaa.or.jp/search/detail.php?id=267&page=2#result1>

本章では、その間、本学として行った一連の対応について、時系列に沿って出来るだけ詳細に記述していく（受審年度は 2017（平成 29）年度であるが、そのための準備は前年から始められたため、以下、2016（平成 28～2017（平成 29）年度の 2 か年の出来事について、表にまとめる。記述中の役職名はいずれも当時）。

2016（平成 28）年度	
4 月	<p>総務部長、総務部長補佐、総務課長及び自己点検評価委員長の 4 名が、2017（平成 29）年度申請大学を対象とする大学基準協会主催の「大学評価実務説明会」に出席（於メルパルク京都、4/26-4/27）。</p> <p>帰校後、学長・学部長以下、本学執行部に対する出張報告において、大学基準協会によるこの度の説明の中では特に下記の 4 点が重要なこととして強調された旨を報告した。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 「内部質保証システム」が構築され自己改善機能として有効に働いているかが評価のポイントとなること。2) 大学としての各種「方針」の明確化がなされ、それらの「方針」に基づくかたちで活動が行われているかが、評価に際し重視されること。3) 点検・評価報告書の作成にあたっては、「客観的なデータ」「実証的な記述」「根拠資料に基づいた記述」が要求されること。4) 同じく点検・評価報告書の書き方について、学部と研究科を含めた「大学全体の視点」からの記述がなされているかが最も重要とされること。 <p>点検評価運営委員会（委員長 学長）は自己点検評価委員長に対し、点検・評価報告書編集の業務を委嘱。これ以後、認証評価へ向けての本学の対応は、自己点検評価委員会及び総務課の 2 つの部署が主導するかたちで進められた。</p>

5月 ～6月	自己点検評価委員会において、「2016（平成28）年度自己点検・評価報告書」（＝大学基準協会へ書面審査の基礎資料として提出する、全面的・網羅的な点検・評価の報告書）の構成（目次）案、各章各節の原稿執筆分担案、ならびに原稿執筆要領・提出要領等を策定。点検評価運営委員会及び教授会の承認を得る。
7月 ～9月	〔7/6〕 「点検・評価報告書」原稿執筆要領・提出要領の内容の周知を図るため、この日の教授会終了後、各部分の執筆担当者全員を招集し、自己点検評価委員長より説明と確認を行う。これ以降、担当の各部署において、点検・評価報告書のための原稿の執筆にあたる（第一次の原稿提出締め切り日を9月14日と設定）。
9月 ～12月	自己点検評価委員会における原稿の点検及び編集の作業を進める。その際、第一次提出の原稿の内容に不備を認めた場合は、委員から執筆者に対し、10/19を期限として再提出を依頼。また、これと並行して総務課では、原稿の記述を裏づける「根拠資料」一式の集約、ならびに、点検・評価報告書と共に大学基準協会へ提出する「大学基礎データ」作成の作業を進める。 こうしてほぼ全体の形が整った点検・評価報告書を、12/14開催の点検評価運営委員会に提出し、執行部の承認を得る。
1月	〔1/11〕 この日に開催の教授会において、本学における「学生支援に関する方針（修学支援方針・生活支援方針・進路支援方針）」、「社会貢献方針」ならびに「国際交流方針」を審議・決定。 〔1/13〕 「点検・評価報告書」「大学基礎データ」等、必要な書類一式を「大学評価申請書」と併せて、本学より大学基準協会宛てに提出。＊この時点ではまだ、提出された「点検・評価報告書」は大学基準協会において、確定版ではなく「草案」として扱われる。
2月 ～3月	〔2/17〕 大学基準協会より本学宛てに「平成29年度大学評価の申請の受理及び今後の手続について」と題する通知が届く。同通知には、本学より提出した「点検・評価報告書」（草案）及び「大学基礎データ」について、書き方の不備な点を指摘するいくつかのコメントが付されていたため、自己点検評価委員会と総務課において必要な修正を施し、求められた形に完成させる。 〔3/31〕 修正を完了した「点検・評価報告書」（決定版）と「大学基礎データ」を大学基準協会宛てに提出。
2017（平成29）年度	
4月 ～5月	〔5/17〕 自己点検評価委員会の本年度第1回会合。さきに大学基準協会へ提出した「点検・評価報告書」中、「改善すべき事項」について記述した部分を通覧し、特に、学内各部署において“2017（平成29）年度中に改善（ないし改善へ向けた検討）に着手する”と報告書に明記した事柄を、委員全員で確認。

	<p>[5/23] 大学基準協会事務局より本学に、実地調査日を 9/25 (月)・9/26 (火) の 2 日間としたい旨の連絡メールが届く (→本学より承諾の返信をした後、6/8 付けの大学基準協会発・本学学長宛て文書において、実地調査日時についての正式な決定通知)。</p>
6 月 ～7 月	<p>[7/5] この日開催された点検評価運営委員会の席上、自己点検評価委員長より 5/17 の自己点検委で配布された資料を基に、“2017 (平成 29) 年度内に改善に着手する”と報告書に明記した事柄については 9 月の実地調査時にその進捗状況の説明を認証評価委員から求められたとき応じられるよう、着実に遂行すべきであると提言。</p>
8 月 ～9 月中旬	<p>8 月 22 日付けのメールで大学基準協会から本学へ、実地調査の準備に関する具体的な指示と共に、「大学評価分科会報告書 (案)」と題した全 56 頁の文書ファイルが送付されてきた。本学に対する最終的な評価結果の報告書の原案にあたる文書であるが、この中に、全部で 125 項目に及ぶ《質問事項》が記され、その全てに対する書面での回答と、回答を裏づける根拠資料を期限内 (9/15 午前中必着) に提出するよう求められたため、臨時の点検評価運営委員会 (※) において緊急に対応を協議。</p> <p>(※) この臨時会議は、8/25 と 9/6 の 2 回、通常の運営委メンバーに加え、全ての常任委員会委員長と事務組織における全部局長 (課長・室長) も招集するかたちで開催された。</p> <p>《質問事項》への対応については自己点検評価委員長が指揮を執って、各質問に対する回答責任者の割り振り、回答文の執筆・提出要領の作成と回答責任者への周知、責任者から寄せられた全ての回答の文章の見直し・文体的統一と、回答と併せて提出する資料の確認・整序を行った。</p> <p>《質問事項》への対応以外で、大学基準協会より実地調査へ向けた準備のため本学に求めのあった書類提出や、学内の連絡調整等については、事務局長を責任者として、主として総務部がその任を果たした。</p> <p>なお、「大学評価分科会報告書 (案)」に記載された内容 (評価結果含む) に対し、大学側より基準協会へ何か申し立てたいことがあれば大学側の《見解》を書面に記し、質問への回答と併せて 9/15 までに提出することが認められていたため、この件の本学の対応についても上記の臨時会議で協議し、「教育研究組織」と「学生の受け入れ」の部分の記載内容に係る 2 点についてのみ、《見解》を付すことを決定した。</p> <p>9 月 13 日、《質問事項》への回答を含め、大学基準協会より実地調査に先立って提出することを求められていた全ての書類提出を完了した。</p>
9/25-9/26 (実地調査)	<p>大学基準協会より評価委員 4 名 (※) 及び事務局職員 2 名の計 6 名が本学に来校。下記のスケジュールに従い、2 日間にわたる実地調査が実施された。</p> <p>(※) 評価委員 主査 S 大学副学長 K 教授 (男性) 委員 J 大学常務理事・副学長 N 教授 (男性) 委員 H 大学 H 教授 (女性) 委員 F 大学 事務局 U 次長 (女性)</p> <p>【1 日目 : 2017 年 9 月 25 日 (月)】</p> <p>9:30 評価者・協会事務局職員集合</p> <p>9:30～11:00 (90 分) 協会側出席者の打ち合わせ①・資料閲覧</p>

11:00～12:00 (60分) 施設・設備の見学及び授業参観 (※)

(※) 施設・設備については、以下の場所が見学対象とされた： 図書館、教員研究室 (2名)、現代福祉研究所 (医療・福祉連携センター)、情報演習室、キャリアセンター、博物館。また、授業参観については、この時間、モンテッソーリ教育演習室において開講されていた「モンテッソーリ教具提供法Ⅱ」の授業を見学してもらった。

12:00～13:00 (60分) 昼食

13:00～15:00 (120分) 大学側 (※)・協会側意見交換 (全体①)

(※) 大学側の代表として、全体での意見交換会には以下の面々が出席した (2日目の全体意見交換会も同じ)： 学長、学部長、研究科長、学事部長、学部長補佐、各学科長、事務局長、自己点検評価委員会委員長、教務委員会委員長、総務部長 (計14名)

15:00～15:10 (10分) 休憩

15:10～16:40 (90分) 教職員との意見交換 (個別①) (※)

(※) 協会側より、本学における「地域連携、社会貢献」の取り組みについて聴取したい旨要望があったため、特にこの方面で実績を挙げている教員4名、地域連携センター事務室室長および学生支援課代表職員の計6名が、この「個別①」の意見交換会に出席した。

16:40～16:45 (5分) 休憩

16:45～17:45 (60分) 教職員との意見交換 (個別②) (※)

(※) 「個別②」の意見交換では「研究環境の整備等について」聴取したいとの要望が協会側より事前に寄せられていたので、5つの学科 (比較文化、地域包括支援、人間心理、英語情報、児童保育) それぞれに所属する教員1名ずつに参加を依頼し、計5名の教員が出席した。

17:45～18:00 (15分) 協会側出席者の打ち合わせ②

【2日目：2017年9月26日 (火)】

9:30 評価者・協会事務局職員集合

9:30～10:30 (60分) 協会側出席者打ち合わせ③

10:30～11:30 (60分) 学生 (※) へのインタビュー

(※) 協会側の要望に基づき、下記の条件に照らして適任と判断した学生 (①～⑥各1名ずつ) を予め選定し、所属学科長より協力を要請した。

- ①海外実習制度を利用したことがある学生
- ②「純心カレッジ三ツ山塾」にサポーターとして参加したことがある学生
- ③「児童支援活動」で活動したことがある学生
- ④長崎大学医学部との連携授業を受講している現代福祉学科学生
- ⑤ボランティア活動を行っている学生
- ⑥大学院生

11:30～12:00 (30分) 協会側出席者打ち合わせ④・資料閲覧等

12:00～13:00 (60分) 昼食

13:00～13:30 (30分) 教職員との意見交換 (個別③) (※)

(※) 図書館職員2名が大学側より参加。

13:30～14:00 (30分) 教職員との意見交換 (個別④) (※)

(※) 博物館職員2名が大学側より参加。

	<p>14:00～14:45 (45分) 協会側出席者の打ち合わせ⑤</p> <p>14:45～16:15 (90分) 大学側・協会側意見交換 (全体②) (※) (※) 大学側参加者は前日の「全体①」意見交換会と同様。</p> <p>16:15～17:30 (105分) 協会側出席者の打ち合わせ⑥</p> <p>17:30 解散</p> <hr/> <p>大学基準協会評価委員による2日間の実地調査の流れは、以上のようなものであった。2日目(9/26)の「全体②」意見交換会を閉じるにあたり、評価委員主査より総括として、これまで長崎純心大学の点検を行って多くの美点に感銘を受けたと同時に、以下の四点に関しては課題があるように認められたとのスピーチがあった。</p> <p>(1) 大学全体としての<u>内部質保証システム</u>、すなわち自主的・自律的な改善努力が恒常的になされるための仕組みを確立すること。</p> <p>(2) 大学として定めた各種の「<u>方針</u>」が、<u>真に大学の構成員全員に共有され、実質化されること</u>。</p> <p>(3) <u>履修登録上限規定(キャップ制)</u>の見直しと、教務における登録チェック体制の改善。</p> <p>(4) <u>大学院</u>の全体的な検証(※)と、それに基づく種々の改善の実行。</p> <p>(※) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの3方針とも明確に示されているとは認めがたいこと、FD活動が行われていないこと等が、本学大学院に係る現状の問題点として具体的に言及された。</p>
<p>10月 ～11月</p>	<p>[10/11] この日開催された点検評価運営委員会の席上、自己点検評価委員長より、7/5の運営委で述べられた提言の主旨(本年度内に「改善に着手」と前年度自己点検報告書に明記した事柄を実行に移すべきこと)が繰り返されると共に、次年度に公表すべき『2017(平成29)年度自己点検・評価報告書』作成にあたっての基本方針(点検評価項目、作業工程、役割分担等)をできるだけ速やかに決定し、明示していただきたいとの要望が伝えられた。</p> <p>[11/29] 自己点検評価委員会の今期第4回目の会合。10/11の運営委員会以後もなお、2017(平成29)年度自己点検の方針に関する内示がなされなかったため、本委員会としての見解(※)をこの日の審議の上まとめ、後日、運営委員会に上申しようと図った(未履行)。</p> <p>(※) 大学基準協会による先般の実地調査の総括として、評価委員主査より、第一の課題として言及された「内部質保証システム」の確立こそ、本委員会としても最優先課題ととらえる視点から、「2017(平成29)年度の自己点検」に際しては下記の3項目を点検・評価項目とすることを運営委に提案しようと試みた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。 ○ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。 ○ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

12月	<p>[12/22] 大学基準協会から本学へメール添付ファイルにより、「長崎純心大学に対する大学評価（認証評価）結果（委員会案）」と題した文書（全30頁）が送付され、内容に意見申立をしたい場合は1月23日正午までに行うように（※）との指示がなされた。</p> <p>（※）結局、本学としては申立の必要を認めなかったため、この後、この「委員会案」どおりの認証評価結果が大学基準協会において確定する運びとなった。</p> <p>この認証評価結果の大略を記せば、以下のようになる。</p> <p>◎ 評価の結果、長崎純心大学を協会の大学基準に適合していると認定する。認定の期間は2025年3月31日まで（7年間）とする。</p> <p>◎ 大学の目的・使命として記した奉仕の精神を具現化する活動として、「純心カレッジ三ツ山塾」や公開講座「長崎学講座」等の地域支援・社会貢献活動を継続的に展開し、大学の教育研究の成果を社会に広く還元していることは、長崎純心大学の長所として特記に値する。</p> <p>◎ 他方、改善の余地のある事項として、「改善勧告」1件（福祉・心理系学科における学生定員未充足に関する事）と、「努力課題」8件が指摘される。8件の「努力課題」のうち、6件は大学院関係で、諸種の方針・規定等が明確さを欠いていたり、FD活動が十分に行われていなかったりすることに対する指摘であった。あとの2件は、履修登録上限規定の不徹底に関する事、ならびに、自己点検・評価活動の実施体制が学部と研究科の両方を含めた全学的視点から構築されていないこと（内部質保証システムの構築に係ること）であった。</p> <p>なお、「改善勧告」についてはその後の改善状況を、「努力課題」についてはその後の対応状況を改善報告書としてとりまとめ、2021年7月末日までに大学基準協会に提出することが求められている。</p>
2018年 3月	<p>[3/14] 大学基準協会より、確定した「大学評価結果」の電子データがメール添付ファイルにより本学へ送付される（後日郵便でも受領）。</p> <p>[3/29] 学長名において、大学基準協会による本学の「大学評価（認証評価）結果」を大学ホームページ上（※）に公表。</p> <p>（※） http://www.n-junshin.ac.jp/univ/profile/disclosure/evaluation.html</p>

第2章 点検・評価：

〈認証評価に臨んでの本学の対応は適切であったか〉

(1) 満足すべき点

2016（平成28）年4月から自己点検評価委員会及び事務局の担当課が連携して、大学基準協会の認証評価を受審するため「点検・評価報告書」の作成に着手し、自己点検評価委員会委員長を中心に「点検・評価報告書」（以下「報告書」という。）の原稿執筆要領・提出要領を作成して作業を進めた。

報告書の目次に沿って『原稿準備担当部署（執筆担当者）』を作成して担当の教職員を割り当て、2017（平成29）年3月末の報告書等提出までの作業工程（スケジュール）に基づいて計画的に実施し、何度も教授会及び点検評価運営委員会において点検・修正を重ね、執筆担当者の教職員が一体となって組織的に作業に当たった。

提出期限までに「点検・評価報告書」、「大学基礎データ」、「根拠資料」等を大学基準協会に提出できたことは、自己点検評価委員会委員長をはじめ委員並びに事務局の担当課の尽力によるものである。また、2017（平成29）年9月25日、26日の両日に実施された大学基準協会の評価委員（4名）による実地調査についても、「大学評価分科会報告書」の質問事項に組織的に対処するとともに、全学をあげて実地調査に対応できた。今回の大学基準協会の認証評価に、本学の教職員が役割を十分認識して組織的に対応し、無事に受審を終えることができたことは、大いに満足すべきことである。

(2) 反省点・課題とすべき点

認証評価を受審するにあたって、大学基準協会の「大学評価ハンドブック」の内容を、自己点検評価委員会委員長を除き、担当に当たった教職員が十分理解できていたかは疑問が残る。2016（平成28）年度の本学での通常の教育研究業務に追われる中で、特に原稿準備担当部署（執筆担当者）の教職員は、日々多忙を極めており、基準1（第1章）から基準10（第10章）までのうち、学内での割り当てられた執筆部分の理解が十分できないままに作業に着手し、自己点検評価委員会委員長から手直しを要求される事案が多々見受けられた。結果として、「点検・評価報告書」の修正・手直しに多くの時間を割いてしまった感がある。

「点検・評価報告書」の作成に着手してから、基準1（第1章）から基準10（第10章）までの内容を、2年、3年前のもっと早い段階から学内において十分周知しておくべきだったと反省している。特に『各種の方針』の策定についても、「点検・評価報告書」の作成に

着手してからその必要性を認識し作成した。

7年後の認証評価に際しては、もっと早い段階から認証評価の情報を入手し、特に内部質保障については、全学的方針の策定及び推進体制の構築が今後の大きな課題である。次期の認証評価の受審に備えて、早い段階から準備を進める必要がある。

おわりに ―今後の大学改善へ向けて―

今日、大学を取り巻く環境は、グローバル化の進展の中で、大学教育の実質化の軸となる単位や学位のグローバルな等価性を確保すべく、国際的に通用できる教育質保障の枠組みを国内的に整備することが必要不可欠な課題となってきた。一方、国内に目を向けると、少子化に伴い、多様化した学生の資質・能力にきめ細かく対応できるよう、大学は絶えず教育の内容・方法を自己検証し、学生の卒業時までには十分な学修成果をもたらすことが、大学の責務として強く認識されてきた。また、卒業後の出口においても、学生が卒業までに身に付けた知識・理解、汎用的なスキル、態度・志向性の内容（程度）によって、雇用の可否を決定しようという企業・産業界の姿勢の変化に対応できる大学教育の質保証をすることが必要不可欠な状況となってきた。

大学に課せられた改革課題は、1) 卒業時に「何が修得できるのか」、「何ができるようになるのか」が、学生の入学時に大学によって予め明確化されるとともに、それに即した教育が効果的に行われること。2) 大学教育を、学生の「学修の密度を高める」教育へと転換し、そのための施策を強力に推進すること。今、大学に対しては、大学自身の標榜する理念と各教育課程の目的・教育目標を具体化した「目指すべき学修成果（ラーニング・アウトカム）」を設定することが要請されている。

長崎純心大学では、2018（平成 30）年度から、既存の 5 学科から 3 学科（文化コミュニケーション学科、地域包括支援学科、こども教育保育学科）に改編し、これまでの地域包括支援学科のみで実施してきた男女共学を、2019（平成 31）年度からは、文化コミュニケーション学科及びこども教育保育学科でも行うことにした。

各学科では、固有の教育課程の編成・実施方針と親和性の高い体系的で順次性の確保された授業科目群で構成されたカリキュラムを編成して展開し、単位制度の趣旨に適合し、学生の主体的な学修にも寄与できるよう、カリキュラム全体の系統性を視野にいれつつ、学生の履修に役立つよう各授業科目のシラバスの整備を図ったり、キャップ制やGPA制の効果的な運用を目指さなければならない。

18 歳人口が減少する中で、学生の定員確保に大変苦勞しており、大学教育の質保障を確保するための条件としては、学生数・学生定員充足率といった定量指標で評価できるものや、学生支援のための条件の整備状況等、学生全般に関わるものがあり、教員の適切性や施設・設備等の教育環境・条件の整備状況を確認し、学生が安心して教育を継続的に受けられる状況にあるか否かを見定めるあたり、教学面はもとより、経営・財務の諸側面から大学のガバナンスの状況を検証していくことにより、人文学部、各学科において学生を確保しつつ、本学の教育の質向上をさらに高め維持できるよう、全学が一体となって大学改善に積極的に取り組むことが、極めて重要である。